



利子補給つき低利の融資でトラック業界の近代化を

第40回(平成28年度)

中央近代化基金
補完融資

推薦申込み公募のしおり

■ この融資の目的 ■

この融資は、全日本トラック協会からの利子補給により、長期低利の融資を推進し、トラック運送事業者の近代化・合理化をはかるものです。

推薦は融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するもので、融資の決定とは異なります。

推薦決定後、取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。

平成 28 年 6 月

第40回 中央近代化基金 補完融資 推薦申込み公募要綱

1. 公募推薦総枠 30億円
一般・物流効率化促進、中小企業高度化資金貸付対象事業の合計枠
2. 公募期間 平成28年6月20日(月)から平成28年7月29日(金)まで
(但し、公募枠の30億円に達し次第申込みの受付を締め切る)
3. 申込み先 各都道府県トラック協会(以下「地方協会」という)
所定の申込書により公募期間満了までに、各地方協会へ申込みこと。
4. 推薦対象者 地方協会に加入している貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体およびその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)(以下「事業者」という)であって、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という)の取引資格があるもの(予定を含む)。
5. 推薦対象事業
 - ① トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
・近代化・合理化のための事務機器(コンピューター・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等)の設置購入に要する資金を含む。
・設備の「補修・改修」に要する資金を含む。
 - ② 福利厚生施設の整備に要する資金
 - ③ 荷役機械購入に要する資金
 - ④ 物流効率化に直結する新規施設の場合は、同施設に付帯する事務機器等の購入資金を含む。
 - ⑤ 車両購入および改造は除く。

(注1) 推薦融資の対象となるのは、平成28年度において投資される資金であり、投資時期は資金の支払時期で判断するものとする。
ただし、2ヶ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については、平成29年度までの資金も推薦対象とする。

(注2) 自己資金等で設備代金を支払済の場合は推薦対象としない。
ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、平成28年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」または「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済および当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては推薦対象とする。

(注3) 推薦対象事業に要する資金には消費税を含めることができる。
6. 推薦融資の条件
 - ① 融資限度
《一般・物流効率化促進》
事業規模が1億円以上50億円以内の大規模プロジェクト
申込み事業者の平成28年度以降の投資額の30%
(投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円)ただし、未払金額以内
《中小企業高度化資金貸付対象事業》
中小企業高度化事業に要する資金の15%
 - ② 融資利率
取扱金融機関の所定利率(最優遇利率適用)による。

③ 償還期間

10年以内（法定耐用年数が10年を下回る設備は、法定耐用年数以内）
ただし、主設備と同時に付帯設備投資（事務機器・荷役機械等）をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。

④ 据置期間

償還期間のうち6ヶ月以内（初回元金償還日が貸出日から6ヶ月以内）

⑤ 償還方法

月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等償還（借入期間通期にわたって一定の元金返済額）ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。

⑥ 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

⑦ 再融資の制限

- ・個別企業体、共同体とも再融資を受けようとする場合には、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が行われているものに限る。
- ・高度化事業に係る融資については、再融資の制限をしない。

7. 利 子 補 給

① 利子補給率 年0.4%（共同体・個別企業体）

（公社）全日本トラック協会（以下「全ト協」という）は、この融資を借受けた事業者に対し、その利子負担を軽減するため上記の利子補給を行う。

② 利子補給限度額

1事業者に対する利子補給は、総額で2千万円を限度とする。

8. 設 備 完 成 報 告

設備完成（購入）後、速やかに、設備完成報告（様式7号の1）を提出のこと。報告が無い場合には、利子補給を行えない。

《報告時添付書類》

- ①不動産売買契約書（写） ②工事請負契約書（写） ③不動産登記簿謄本（写）
④写真 ⑤投資額全額の領収証（振込受付書）（写） ⑥つなぎ融資がある場合
その確認書類（つなぎ融資の融資計算書および返済計算書）

9. 取 扱 金 融 機 関

① 商工中金本支店

② 商工中金の代理店である銀行、信用金庫もしくは信用組合の本支店。

なお、代理店の詳細は、地方協会において確認のこと。

10. 地 方 協 会 か ら 全 ト 協 あ て 推 薦 期 限

平成28年8月5日（金）（全ト協必着日）

中央近代化基金融資推薦書（様式8号）・推薦一覧表（様式16号の1）にて全ト協あて推薦

11. 推 薦 適 否 決 定 通 知

平成28年8月19日（金）（通知予定日）

12. 推 薦 通 知 書 の 有 効 期 限

推薦通知書の有効期限は、下記の通り各々の推薦通知書に記載する。

平成29年3月末日

ただし、2ヶ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については以下の通り。

平成30年3月末日

（注）融資実行がやむを得ない理由により、上記の次年度以降にずれ込む場合には、地方協会を通じて有効期間の延長を申し出ること。

13. 留意事項

- ・推薦通知は、融資の決定とは異なる。
推薦は融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するものであり、その後取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定される。
- ・推薦決定後、事業計画の変更（投資額の変更、延期、中止等）が生じた場合は、所定の手続き（様式17号・19号・18号）が必要となるので、地方協会宛に申し出ること。所定の手続きがなく融資実行された場合、利子補給が行えない。
- ・企業が所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用ができる。
- ・公募枠を超える応募があった場合は当協会への先着順とする。
- ・この要綱に定めのない事項は、全ト協の「近代化基金運営要領」および「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

申込み手続き等の手引き

1. 申込書および添付書類

- ① 地方協会に備えてある所定の申込書により公募期間内に申し込んで下さい。
(申込必要書類は「全ト協」のホームページからもダウンロードできます)
 - (1) 融資推薦申込書（様式1号）
 - (2) 企業要項（様式2号の1または様式2号の2）
 - (3) 事業計画書（様式3号の1）
 - (4) 承諾書（様式14号）
- ② 記入方法等がわからないときは、地方協会事務局にお問い合わせ下さい。
- ③ 提出された書類は返却しませんので、取扱金融機関宛の提出書類は、別途ご用意下さい。

2. 契約書・見積書 図面等

- ① 土地の場合：土地売買契約書（または案文）・公図・所在地案内図
- ② 建物の場合：建物工事請負契約書（または案文・見積書）・平面図・所在地案内図
- ③ 荷役機械の場合：見積書

3. 商工中金等宛 借入申込み

融資推薦の決定通知を受けた方は、同通知書の写しを添えて直ちに商工中金に借入申込を行って下さい。
また、決算関係書類等については、別途商工中金からの依頼によって提出して下さい。
なお、商工中金および代理店から借入を行うときは、商工中金に対し出資している協同組合等の団体またはその構成員であることが必要となりますので、この資格を備えていない方は各地方協会にご相談下さい。

4. 不明点は…

お気軽に各地方協会の近代化基金融資担当者にお尋ね下さい。